

地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業

(1) 事業の概要

2020 年に 90 年比 25%削減という中期目標を達成するためには、金融のツールを総動員して産業部門を中心とした事業者の地球温暖化対策を大幅に加速化する必要がある。また、そうした地球温暖化対策融資の加速化は、環境ベンチャーを含む環境ビジネスの振興を通じた経済成長にも資する。

そのため、地球温暖化対策に積極的に取り組もうとする事業者に対し、有利な条件での融資を円滑に提供することにより、産業部門の地球温暖化対策を強力に推進する。

具体的には、3年間でCO₂排出6%削減等の意欲的な目標を誓約した事業者の地球温暖化対策設備投資について、環境格付融資を行う金融機関を通じ、3%（無利子を上限）の利子補給を3年間行う。

(2) 事業計画

利子補給を受ける事業者は、金融機関から温暖化対策に係る環境格付を受けた上で、以下のいずれかを誓約することを条件とする。

3年間（2010年から2012年まで）でCO₂排出原単位6%改善又はCO₂排出量6%削減。

5年間でCO₂排出原単位10%改善又はCO₂排出量10%削減。

(3) 事業の実施主体

環境省、事務局（民間団体）、民間金融機関、民間事業者

(4) 予算額 15億円

地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業 < 15億円 >

新たな中期目標達成に向け事業者の温暖化対策の加速化が必要な中、企業の環境投資等を促進させ、温暖化対策に取り組む企業を支援するための仕組みを実施する。

利子補給を通じた環境投資の掘り起こしを通じ、経済活性化を図る。

環境対策に積極的に取り組む企業を評価し、評価結果に応じて利率を決定する融資(環境格付融資)を促進する。

地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業(3年間の無利子融資(利子補給)制度)

対象金融機関	<u>温暖化対策に係る環境格付手法を実施する金融機関</u>
融資条件	以下のいずれかの誓約を行った事業者 <u>3年間でCO2排出原単位6%改善又はCO2排出量6%削減</u> <u>5年間でCO2排出原単位10%改善又はCO2排出量10%削減</u>
対象範囲	温暖化対策に係る設備投資
利子補給の内容	<u>3%(無利子を上限)</u>